# Press Release

湖南市
Konan City Office

令和7年(2025 年)6月6日
議 会 事 務 局 議 事 課

# 令和7年6月湖南市議会定例会
# 議決結果、一般質問、議員提出議案
# （条例、意見書、決議）

■内容

別紙のとおり

■問い合わせ
担当課名：議会事務局議事課
（直通） 0748 −71 − 2347
17 時 15 分以降は、0748−72−1290
（FAX） 0748 −72 − 2495

Konan City

〒520−3288
滋賀県湖南市中央一丁目1番地
湖南市役所 秘書広報課
TEL 0748−71−2314 FAX 0748−72−1467

令　和 7 年（2025年） 6 月　6　日

各 報 道 機 関　　様

湖南市議会事務局議事課

令和　7 年　　6　月湖南市議会　　定例会　の結果について

【6月定例会の概要】

○会　　期　　令和7年6月6日（金）～6月26日（木）〔21日間〕

○議案等件数　　市長提出議案・・・9件

議員提出議案・・・4件（議案1件、意見書2件、決議1件）

【6月6日に議決された議案等】

| 議　案　番　号 | 件　　名 | 議 決 年 月 日 | 結　果 |
|---|---|---|---|
| 議 発 議 案 第　4　号 | 湖南市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について | 令和7年6月6日 | 原案可決 |
| 意 見 書 第　2　号 | 刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書 | 令和7年6月6日 | 原案可決 |
| 意 見 書 第　3　号 | 米の安定供給と食糧支援を求める意見書 | 令和7年6月6日 | 原案可決 |

# 令和７年６月湖南市議会定例会
# 一 般 質 問 事 項 表

| 日 | 発言順 | 議席 | 氏　　名 | 質問方式 | 質　　問　　事　　項 |
|---|---|---|---|---|---|
| ６/13（金） | 1 | 13 | 赤祖父裕美 | 分割 | 湖南市の文化芸術振興について |
| | | | | | With Konan Plan Ⅲについて |
| | | | | | 都市再生整備計画について |
| | | | | | 西庁舎周辺整備事業について |
| | 2 | 9 | 永田　誠治 | 一括 | 湖南市の都市計画について |
| | 3 | 8 | 細川ゆかり | 分割 | 乳幼児健診について |
| | | | | | 認知症予防について |
| | 4 | 16 | 望月　　卓 | 一括 | 湖南市活性化について |
| | 5 | 7 | 副田　悦子 | 分割 | コミュニティスクールについて |
| | | | | | 芸術振興について |
| | | | | | 不登校について |
| | 6 | 2 | 澤田　　厚 | 分割 | 中央教育審議会委員就任について |
| | | | | | 物価高騰対策について |
| | | | | | 湖南市YouTube公式チャンネルについて |
| ６/16（月） | 7 | 15 | 堀田　繁樹 | 一括 | 医療の充実について |
| | | | | | 交通安全対策について |
| | 8 | 17 | 森　　淳 | 分割 | 過去の一般質問について（ごみステーション、公共交通、オートコール、区・自治会加入促進条例） |
| | | | | | 湖南市の諸課題について（リチウムイオン電池・子ども食堂・不登校と引きこもり） |
| | 9 | 10 | 中土　翔太 | 一問一答 | パブリックコメントを形骸化させない取り組みについて |
| | | | | | 行政と市民による協働のまちづくりの推進について |
| | 10 | 14 | 奥村　幹郎 | 分割 | 生活道路30km/h規制について |
| | | | | | 防犯カメラについて |
| | 11 | 12 | 立入　善治 | 分割 | 農業問題について |
| | | | | | 地域公共交通について |
| | | | | | ウツクシマツの保護育成について |
| | 12 | 3 | 小林　義典 | 分割 | 美しい湖南市の綺麗な街づくりについて |
| | | | | | 子育てについて |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 6/17<br>(火) | 13 | 11 | 松井　圭子 | 一括 | ジェンダーギャップ解消に向けて |
| | | | | | 健康に関する取組について |
| | | | | | 不登校対策、教職員の働き方について |
| | | | | | 介護に関する課題について |
| | 14 | 1 | 曽我部一帆 | 分割 | 人口減少対策について |
| | | | | | 持続可能な消防団組織･活動について |
| | 15 | 5 | 加藤貞一郎 | 一括 | 「市民笑顔率世界一！」の実現に向けて |
| | 16 | 4 | 川波　忠臣 | 一括 | 湖南市の交通渋滞及び振動・騒音問題について |
| | | | | | DX化に伴う情報セキュリティ意識の醸成について |
| | | | | | リチウムイオン電池等の回収について |
| | 17 | 6 | 松原　栄樹 | 一括 | 三雲駅南口周辺の開発について |
| | | | | | 農業者の農機具購入助成制度について |

＊日程は予定です。進行状況により変更になる場合がありますのでご了承ください。
＊詳細は、議事課（TEL.71-2347/FAX.72-2495）までお問い合わせください。

# 令和7年6月湖南市議会定例会　議員提出案件

議発議案

| | |
|---|---|
| 議発議案第　4　号 | 湖南市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について |

意見書

| | |
|---|---|
| 意見書第　　2　号 | 刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書 |
| 意見書第　　3　号 | 米の安定供給と食糧支援を求める意見書 |

決議

| | |
|---|---|
| 決　議　第　1　号 | 公共施設内での政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める決議 |

議発議案第４号

湖南市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

湖南市議会基本条例の一部を改正する条例を、次のとおり会議規則第14条第２項の規定により提出します。

令和７年６月６日　提出

提出者
湖南市議会議会改革推進特別委員会
委員長　森　淳

湖南市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

湖南市議会基本条例（平成24年湖南市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| 目次<br>前文<br>第１章　総則（第１条）<br>第２章　議会及び議員の活動原則（第２条～第４条）<br>第３章　市民と議会の関係（第５条**・第６条**）<br>第４章　市長等執行機関と議会及び議員の関係（**第７条～第10条**）<br>**第５章　討論の拡大（第11条）**<br>**第６章　委員会の活動（第12条）**<br>**第７章　政務活動費（第13条）**<br>**第８章**　議会及び議会事務局の体制整備（**第14条～第19条**）<br>**第９章**　議員の政治倫理、身分及び待遇（**第20条～第22条**）<br>**第10章**　最高規範性と継続的な検討（**第23条～第25条**）<br>付則<br>第１章　総則<br>第１条　【略】<br>第２章　議会及び議員の活動原則<br>（議会の活動原則）<br>第２条　議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を**監視する**ものとする。<br>２　議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために必要な政策を**自ら**立案し、又は執行機関に提案することにより、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。 | 目次<br>前文<br>第１章　総則（第１条）<br>第２章　議会及び議員の活動原則（第２条～第４条）<br>第３章　市民と議会の関係（第５条**～第７条**）<br>第４章　市長等執行機関と議会及び議員の関係（**第８条～第11条**）<br>（改正前を削る）<br>（改正前を削る）<br>（改正前を削る）<br>**第５章**　議会及び議会事務局の体制整備（**第12条～第16条**）<br>**第６章**　議員の政治倫理、身分及び待遇（**第17条・第18条**）<br>**第７章**　最高規範性と継続的な検討（**第19条～第21条**）<br>付則<br>第１章　総則<br>第１条　【略】<br>第２章　議会及び議員の活動原則<br>（議会の活動原則）<br>第２条　議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を**監視し、及び評価する**ものとする。<br>２　議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために必要な政策を立案し、又は**質問等を行うことで**執行機関に提案することにより、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。 |

| | |
|---|---|
| 3　議会は、市民に開かれた議会をめざして情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。 | 3　議会は、市民に開かれた議会をめざして情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営について**事実に基づいて**その経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。 |
| 4　【略】 | 4　【略】 |
| 5　議会は、市民の**傍聴の意欲**を高めるような議会運営に努めるものとする。 | 5　議会は、市民の**関心**を高めるような議会運営に努めるものとする。 |
| （改正後に新設） | **6　議会の委員会は、次に掲げるところにより運営する。**<br>**(1)　委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。**<br>**(2)　委員会は、市長提出の議案等の審査又は所管事務の調査によって把握した市政の課題について、その解決を図るため、積極的に政策提案を行うよう努めるものとする。**<br>**(3)　委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に開催するよう努めるものとする。** |
| （議員の活動原則） | （議員の活動原則） |
| 第３条　【略】 | 第３条　【略】 |
| 2　【略】 | 2　【略】 |
| 3　議員は、**一部団体及び地域の代表にとらわれず**、市民全体の福祉の向上をめざして活動しなければならない。 | 3　議員は、**個別及び地域別等の市民の意見を把握して**、市民全体の福祉の向上をめざして活動しなければならない。 |
| （改正後に新設） | **4　政務活動費については、湖南市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年湖南市条例第５号）に定めるところによる。** |
| 第４条～第５条　【略】 | 第４条～第５条　【略】 |
| **（議会報告会）** | **（市民との意見交換会）** |
| 第６条　議会は市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって議員及び市民等が自由に意見を交換する**議会報告会を行う**ものとする。 | 第６条　議会は市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって議員及び市民等が自由に意見を交換するものとする。 |
| 2　**議会報告会**に関することは、別に定める。 | 2　**市民との意見交換会**に関することは、別に定める。 |

| | |
|---|---|
| （改正後に新設） | （議会広報の充実）<br>第７条　議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。<br>２　議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。 |
| 第４章　市長等執行機関と議会及び議員の関係 | 第４章　市長等執行機関と議会及び議員の関係 |
| 第７条　【略】 | 第８条　【略】 |
| ２　議会の代表質問及び一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。 | ２　議会の代表質問及び一般質問は、一括方式、分割方式又は一問一答方式のいずれかの方法で行い、広く市政上の論点及び争点を明確にするよう努める。 |
| ３～５　【略】 | ３～５　【略】 |
| 第８条　【略】 | 第９条　【略】 |
| 第９条　【略】 | 第10条　【略】 |
| （法第96条第２項の議決事件） | （法第96条第２項の議決事件） |
| 第10条　法第96条第２項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。 | 第11条　法第96条第２項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。 |
| (1)　【略】 | (1)　【略】 |
| (2)　前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が５年未満の計画を除く。）で、次に掲げるもの | (2)　前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が５年未満の計画を除く。）で、次に掲げるもの |
| ア　都市計画及び上下水道等に関する計画 | ア　都市計画及び上下水道等に関する計画 |
| イ　社会福祉、医療及び介護に関する計画 | イ　社会福祉、医療及び介護に関する計画 |
| ウ　農林水産業及び商工業その他の産業の振興に関する計画 | ウ　農林水産業及び商工業その他の産業の振興に関する計画 |
| エ　市民生活の安全、交通及び環境に関する | エ　市民生活の安全、交通及び環境に関する |

| | |
|---|---|
| 計画<br>オ　次世代育成及び男女共同参画に関する計画<br>カ　教育に関する計画 | 計画<br>オ　次世代育成及び男女共同参画に関する計画<br>カ　教育に関する計画 |
| （改正後に新設） | キ　その他特に議会が必要と認める計画 |
| (3)　【略】 | (3)　【略】 |
| 第５章　討論の拡大<br>（討論による合意形成） | （改正前を削る） |
| 第11条　議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の公平で自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。 | |
| ２　議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして課題を共有し合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。 | |
| ３　議員は、前２項による議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例及び意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。 | |
| 第６章　委員会の活動<br>（委員会の運営） | （改正前を削る） |
| 第12条　委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。 | |
| ２　委員会は、市長提出の議案等の審査又は所管事務の調査によって把握した市政の課題について、その解決を図るため、積極的に政策提案を行うよう努めるものとする。 | |
| ３　委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に開催するよう努めるものとする。 | |
| 第７章　政務活動費<br>（政務活動費） | （改正前を削る） |
| 第13条　政務活動費については、湖南市議会政務 | |

| | |
|---|---|
| 活動費の交付に関する条例（平成16年湖南市条例第５号）に定めるものとする。 | |
| ２　議員は、政策立案及び調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。 | |
| 第８章　【略】 | 第５章　【略】 |
| 第14条　【略】 | 第12条　【略】 |
| 第15条　【略】 | 第13条　【略】 |
| 第16条　【略】 | 第14条　【略】 |
| 第17条　【略】 | 第15条　【略】 |
| （議会広報の充実） | （改正前を削る） |
| 第18条　議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする。 | |
| ２　議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。 | |
| 第19条　【略】 | 第16条　【略】 |
| 第９章　【略】 | 第６章　【略】 |
| 第20条　【略】 | 第17条　【略】 |
| ２　議員は、市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある一切の行為を厳に慎み、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。 | ２　議員は、市民全体の奉仕者として、その倫理性を常に自覚するとともに、条例を規範として遵守しなければならない。 |
| （議員定数） | （議員定数及び議員報酬） |
| 第21条　議員定数は、湖南市議会議員定数条例（平成19年湖南市条例第20号。以下「議員定数条例」という。）に定めるものとする。 | 第18条　議員定数は、湖南市議会議員定数条例（平成19年湖南市条例第20号。以下「議員定数条例」という。）に定めるものとし、議員報酬は、湖南市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年湖南市条例第47号。以下この条において「議員報酬等条例」という。）に定め |

| | |
|---|---|
| | るところによる。 |
| 2　議員定数条例の改正は、市長が提案する場合及び法第74条第１項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、委員会又は議員が提案するものとする。 | 2　議員定数条例又は議員報酬等条例の改正は、市長が提案する場合及び法第74条第１項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、委員会又は議員が提案するものとする。 |
| 3　議員定数条例の改正にあたって、委員会又は議員が提案する場合は、市政の現状や将来展望を十分に考慮するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用し市民の意向を把握したうえで、明確な改正理由を説明しなければならない。 | 3　議員定数条例又は議員報酬等条例の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、市政の現状や将来展望及び議会の健全な運営について十分に考慮するとともに議長が定める方法により、類似団体や市民の客観的な意見を参考にして決定するとともに、明確な改正理由を説明しなければならない。 |
| （議員報酬）<br>第22条　議員報酬は、湖南市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年湖南市条例第47号。以下「議員報酬等条例」という。）に定めるものとする。<br>2　議員報酬等条例の改正は、市長が提案する場合及び法第74条第１項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、委員会又は議員が提案するものとする。<br>3　議員報酬等条例の改正にあたって、委員会又は議員が提案する場合は、市政の現状や将来展望を十分に考慮するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用し市民の意向を把握したうえで、明確な改正理由を説明しなければならない。 | （改正前を削る） |
| 第10章　【略】 | 第７章　【略】 |
| （最高規範性）<br>第23条　【略】 | （最高規範性）<br>第19条　【略】 |
| 2　議会は、この条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。 | 2　議長は、この条例の理念を浸透させるため、初めて当選した議員に対し、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、議会運営、政務活動費等の必要事項とともにこの条例に関する研修を行わなければならない。 |
| 第24条　【略】 | 第20条　【略】 |
| （継続的な検討）<br>第25条　議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があ | （継続的な検討）<br>第21条　議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、随時、こ |

| | |
|---|---|
| **<u>ると認めるときは</u>**、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 | の条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（湖南市総合計画策定条例の一部改正）

２　湖南市総合計画策定条例（平成26年湖南市条例第17号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| 第１条～第３条　【略】<br>（議会の議決）<br>第４条　市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、湖南市議会基本条例（平成24年湖南市条例第16号）**<u>第10条第１項第１号</u>**の規定により、議会の議決を経なければならない。<br>第５条～第７条　【略】 | 第１条～第３条　【略】<br>（議会の議決）<br>第４条　市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、湖南市議会基本条例（平成24年湖南市条例第16号）**<u>第11条第１項第１号</u>**の規定により、議会の議決を経なければならない。<br>第５条～第７条　【略】 |

意見書第２号

# 刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和７年６月６日

湖南市議会
　　議 長　上 野 顕 介　様

提出者

湖南市議会議員　望月卓

# 刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を求める意見書（案）

冤罪は、有罪とされた者やその家族の人生を狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害である。我が国では、憲法に多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることにより、冤罪の発生を防止しようとしてきた。しかし様々な原因により、冤罪が発生するおそれは払拭できない。冤罪の発生を防ぐことはもちろん、冤罪が発生した場合に、速やかに救済することは、国の基本的な責務である。

三審制の下で確定した有罪判決について、重大な瑕疵があった場合にはこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である再審制度については、刑事訴訟法第４篇「再審」に定められている。しかし、再審請求手続に関する詳細な規定がないことから、再審請求審において裁判所がどのような権限を行使できるか明らかではなく、過去の冤罪被害者の救済には多くの困難と長い年月を経ることになっている。

特に、再審請求審における証拠の開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 54 号）付則第９条第３項において、同法の公布後、必要に応じて速やかに検討を行うものとされているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。

また、一たび再審開始決定がなされても、検察官がその決定に対する不服申立てをすることにより、速やかに再審公判手続に移行できず、再審手続が長期化している実情がある。

冤罪が発生するおそれを払拭できない以上、再審は、最後の救済手段としての重要な役割を果たすことから、確固たる手続が整備されていなければならない。

よって、国会及び政府に置かれては、冤罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定の改正に向けた議論を慎重かつ速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和７年　　月　　日

湖南市議会議長　　上　野　　顕　介

内閣総理大臣
法務大臣
衆議院議長
参議院議長
｝あて

意見書第３号

# 米の安定供給と食糧支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和７年６月６日

湖南市議会
議 長　上 野 顕 介　様

提出者

湖南市議会議員　望月卓

# 米の安定供給と食糧支援を求める意見書（案）

世界的な食糧の需給ひっ迫と円安などにより食料品の値上げが相次ぐなか、米不足と米価の値上がりが生活苦に追い打ちをかけています。 いま、主食の米が不足することがないよう対策を取り、消費者は「安心して食べ続けられる」、生産者は「安心して作り続けられる」食糧政策の実現が求められています。 しかしこの間、米の消費が増える傾向が続いているにもかかわらず、政府は、主食米の生産を減らして来ました。多くの国で行われている価格保障、所得補償によって農家の収入を支える政策が求められています。

つきましては、生産者、消費者双方を守る為、下記事項を実現され。主食の米が持続的・安定的に生産され、いつでも誰でもしっかり食べられるようにするために、以下の通り要望します。

記

1．米が安定的に市場に流通する制度を構築すること。また、流通が滞るような状況を緩和する方策を打つこと。
2．社会福祉協議会やフードバンク、子ども食堂などへの政府備蓄米の無償提供の拡大を図ること。
3．新たに生産者、消費者、双方を支える食糧支援制度を創設すること。
4．米を増産し、不測の事態に備えた十分な米を備蓄へと拡充すること。
5．農家が安心して米を生産し、国民に安定供給できる政策に転換すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和７年　　月　　日

滋賀県湖南市議会
議長　上 野 顕 介

内閣総理大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当大臣）
消費者庁長官
あて

決議第１号

公共施設内での政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める決議

上記の議案を、次のとおり会議規則第 14 条第１項の規定により提出します。

令和７年６月６日　提出

湖南市議会
議長　上野　顕介　様

提出者

湖南市議会議員　曽我部一帆

# 公共施設内での政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める決議（案）

近年、全国各市区町村の公共施設内で政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることや、特に議員等に勧誘されたことで「購読しなければならない、断りにくい」といった心理的圧力を感じている職員の存在等が問題になっている。

中には、庁舎内での政党機関紙勧誘に対し調査や自粛等を求めた陳情を議会が採択した自治体や、庁舎内での政党機関紙をはじめとした物品に絡む勧誘などの行為を禁止した自治体も存在する。

令和２年に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公務員がパワハラ保護の対象となったことを受け、ハラスメント防止の観点等からも庁舎内での勧誘ルールの再確認や実態調査が進んでいるものと考えられ、この流れは今後も全国的に進んでいくものと考えられる。

また、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為は政治活動であり、職員が庁舎内等で集金に応じ、特定政党の政治活動に協力する行為を住民が見れば、政治的中立性に疑念を持つのは当然である。政党機関紙の購読自体は個人の自由であり制限されるべきものではないが、公共施設の敷地内においては、政治的中立性・公平性・公正性への疑義を持たれぬよう努めることが当然必要である。

このような背景を踏まえ、湖南市においても、公共施設内の政党機関紙の勧誘等に関する現状の把握とルールを明確にし、公共施設内の政治的中立性を守っていただくとともに、購読を望まない職員が意に反して新規に契約したり現在の契約を継続することのない環境作りを行うことを強く求め、下記事項についてここに決議する。

記

１．市職員の政党機関紙各紙の購読状況や勧誘実態について調査すること。
２．調査の際は、勧誘等の際に議員等からの圧力や心理的強制について疑われる事例がないか、職員に寄り添った内容や方法で行うこと。
３．問題があった場合は、調査結果の公開及び是正処置等の対応や指導を行うこと。

令和７年６月　日

湖　南　市　議　会